

食費・居住費 軽減制度(負担限度額認定)の申請について

施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）や短期入所サービスを利用したとき、施設サービス費の1割または2割に加え、居住費・食費・日常生活費が自己負担になります。ただし、居住費・食費については一定の要件を満たした方を対象に、負担額を軽減する制度があります。軽減を受けるには申請が必要です。

軽減を受けることができる要件は、次のとおりです。

【所得要件について】

世帯の全員及び世帯を分離している配偶者が、市区町村民税を課税されていない方

【資産要件について】

本人の資産（預貯金等）が1,000万円以下であること。また、配偶者がいる場合には、同居・別居に関わらず、2人の資産の合計額が2,000万円以下であること。

■ローン等の借入れ（負債）については資産の合計から差し引きして計算します。

※【預貯金等の対象になるもの】

預貯金（普通・定期）、投資信託、有価証券（株式・国債・地方債・社債など）、現金など金・銀（積立購入を含む）などの購入先の口座残高により時価評価額が容易に把握できる貴金属一般的な金銭の借入、住宅ローンなどの負債がある場合はマイナスして計算します。

【預貯金等の対象にならないもの】

生命保険、絵画、骨董品、家財、自動車など
腕時計・装身具などの貴金属・宝石など、時価評価額の把握が困難なもの

対象となる方の収入・所得状況等により負担段階が区分され、それぞれ負担限度額（施設に支払う1日あたりの金額）が決められます。

平成28年8月から、区分（第2・3段階）の判定に非課税年金収入額も合算されます。非課税年金とは、遺族年金（寡婦、かん夫、母子、準母子、遺児年金を含む）や障害年金などです。

	対 象 者		該 当 する 方	負担限度額（日額）		
				部屋代	食費	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方 		上記、【所得要件について】 【資産要件について】に	多床室	0円	300円
				従来型	(特養等) 320円	
				個室	(老健・療養等) 490円	
				ユニット型準個室	490円	
				ユニット型個室	820円	
第2段階	7 平成	<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 	上記、【所得要件について】 【資産要件について】に	多床室	370円	390円
	月 成			従来型	(特養等) 420円	
	ま 28	個室		(老健・療養等) 490円		
	で 年	ユニット型準個室		490円		
	8 平成	<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 		ユニット型個室	820円	
月 成	多床室		370円			
以 28	従来型		(特養等) 820円			
降 年	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・上記2段階以外の方 	上記、【所得要件について】 【資産要件について】に	個室	(老健・療養等) 1,310円	650円
ユニット型準個室	1,310円					
ユニット型個室	1,310円					

※課税年金収入とは、老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、共済年金、年金恩給などの年間の受給額です。

現在の状況をご確認ください。

配偶者がいる場合

※施設入所などにより配偶者が別世帯になっている場合も含まれます。

配偶者がいない場合

住民登録上の世帯全員と配偶者が市町村民税非課税ですか？

はい

いいえ

住民登録上の世帯全員が市町村民税非課税ですか？

はい

いいえ

夫婦の預貯金等の合計が2,000万円以下ですか？

※ 預貯金、投資信託、有価証券、現金など
※ 住宅ローンなどの負債がある場合はマイナスして計算します。(詳しくは裏面をご覧ください。)

はい

いいえ

本人の預貯金等の合計が1,000万円以下ですか？

※ 預貯金、投資信託、有価証券、現金など
※ 住宅ローンなどの負債がある場合はマイナスして計算します。(詳しくは裏面をご覧ください。)

はい

いいえ

①

②

①

②

① 負担限度額認定証の対象となります。
申請をしてください。

申請書、同意書、通帳の写し、その他必要書類をご提出ください。

② 今回は対象になりません。

今後、預貯金などの状況が変わった場合はご相談ください。